

別紙16 平成10年5月28日付課法5-5ほか6課共同「電子帳簿保存法関係申請書等の様式の制定について」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の第3面 7 <u>財務省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置</p> <p>第1号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の記載要領等の 3 各欄の記載要領 (6) 「7 <u>財務省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>第2号様式「国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の第3面 7 <u>財務省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置</p> <p>第2号様式「国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の記載要領等の 3 各欄の記載要領 (6) 「7 <u>財務省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>第3号様式「承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の第3面 7 <u>財務省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置</p> <p>第3号様式「承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領等の 3 各欄の記載要領 (6) 「7 <u>財務省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載してください。</p>	<p>第1号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の第3面 7 <u>大蔵省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置</p> <p>第1号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の記載要領等の 3 各欄の記載要領 (6) 「7 <u>大蔵省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>第2号様式「国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の第3面 7 <u>大蔵省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置</p> <p>第2号様式「国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」の記載要領等の 3 各欄の記載要領 (6) 「7 <u>大蔵省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>第3号様式「承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の第3面 7 <u>大蔵省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置</p> <p>第3号様式「承認済国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領等の 3 各欄の記載要領 (6) 「7 <u>大蔵省令</u>に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載してください。</p>